

「EV 充電器導入事業」 共同事業者募集要領

1 募集概要

松山市（以下、「本市」という。）と共同で「EV 充電器導入事業」（以下、「本事業」という。）を実施する事業者を募集するもの。

2 業務内容

別紙1「業務仕様書」のとおり。

3 応募資格

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 仕様書等に示す業務を履行する能力を有すること。
- (4) EV 充電サービス事業について精通していること。
- (5) 次の要件を満たすこと。
 - ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
 - ・国税、地方税を滞納している者でないこと。
 - ・当該募集業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
 - ・本市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

4 募集要領等の配布

- (1) 期間 令和5年6月6日（火）から令和5年6月27日（火）まで
- (2) 場所 松山市二番町四丁目7-2 別館3階
松山市役所 環境部環境モデル都市推進課
- (3) 方法 配布場所で直接受取る。又は本市ホームページよりダウンロードすること。
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>
*配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く。）

5 参加申込の手続き

- (1) 申込期間 令和5年6月6日（火）から令和5年7月6日（木）まで
- (2) 申込場所 松山市役所 環境部環境モデル都市推進課
住所：〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2 別館3階
電話：089-948-6459
- (3) 提出書類 「6. 提出書類 1～10」の書類を提出すること
- (4) 提出部数 各6部（正本1部・副本5部）
- (5) 提出方法 (2)の申込場所に持参又は郵送すること（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く。）

6 提出書類

次の書類を提出すること。

ただし、公告日時点で本市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～5及び8～9の書類を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加申込書（様式1）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑） ただし、公告日時点で本市競争入札参加者資格を有している者は、本市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア．本市で課税がある場合（本市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 本市（納税課）が発行する完納証明書 イ．上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 *本市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること *新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に環境モデル都市推進課に相談すること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） *新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予を受けた方は、事前に環境モデル都市推進課に相談すること。
6	会社概要（様式2）	
7	業務執行体制（様式3）	
8	直前2年分の財務諸表類 （貸借対照表及び損益計算書の写し）	
9	経営状況等調査表（様式4）	
10	企画提案書	A4サイズ縦置きで両面印刷で10ページ以内（表紙は含まない。）で作成し、文字サイズは11ポイントを標準とすること。 図表等も使用可能とし、カラー印刷とすること。 また、次に掲げる項目について、業務仕様書及び審査基準を参考に企画提案書を作成すること。 ① 事業概要及びスキーム ② 実施期間 ③ 設置する充電器の仕様 ④ 本市及び事業者の役割分担を踏まえた業務内容 ⑤ 利用料金、利用方法、費用負担 ⑥ 運営、問合せ対応の体制、情報セキュリティ対策 ⑦ 事業報告、各種データの提供 ⑧ 事業スケジュール ⑨ 事業実施体制及び事業実績
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

7 募集要領等に関する質問・回答・公表

(1) 受付期間 公募開始の日より令和5年6月20日(火) 17時必着

(2) 受付方法

質問書(様式5)に基づき質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受付けないものとする。なお、質問は、募集要領、業務仕様書に関するものに限り受け付けるものとする。

件名: EV充電器導入事業質問書(企業名)

提出先: 松山市環境部環境モデル都市推進課

メールアドレス: kankyou-m@city.matsuyama.ehime.jp

※電子メールを送信した後に、環境モデル都市推進課まで送信した旨の電話をすること。

(3) 回答及び公表

質問者に令和5年6月22日(木)までに電子メールで回答するとともに、本市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

8 共同事業者の選定

(1) 別紙2「評価基準書」の観点に基づき審査を行い、上位1社を選定する。ただし、合計が40点を下回る場合、共同事業者として選定しない。

(2) 選定を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、申込者へ確認を行うこととする。なお、選定内容及び結果についての異議は認めない。

(3) 選定結果は採否に関わらず、令和5年7月中旬をめぐりに申込者宛てに書面で通知する。

9 協定の締結

選定された事業者と実施協定書の締結に向けた協議を行い、協議が整った場合には共同事業者に決定し、本市と「EV充電器導入事業」の実施協定書を締結する。共同事業者の公表については、本市と協議の上、決定することとし、当該公表までの間に開示しないこと。なお、共同事業者の決定後、申込書類等に虚偽の記載や「3 応募資格」を満たさないことが判明した場合等においては、決定を取り消すことがある。

10 スケジュール

(1) 事業者の募集開始

令和5年6月6日(火曜日)

(2) 募集に関する質問の受付

令和5年6月6日(火曜日)～ 令和5年6月20日(火曜日) 17時まで

(3) 申込書の提出締切

令和5年7月6日(木曜日) 17時必着

(4) 結果等の通知

令和5年7月中旬(予定)

11 留意事項

(1) 本募集に係る一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 採用された提案書等の著作権は本市に帰属する。

(5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。

(7) 本募集は優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、協定内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。

(8) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

12 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2 別館3階

松山市環境部環境モデル都市推進課 ゼロカーボン推進担当：篠崎・本城・西尾

TEL：089-948-6459

FAX：089-934-1861

メールアドレス：kankyou-m@city.matsuyama.ehime.jp